

日南町野菜等振興事業実施要領

(平成26年 6月 1日 要領第1号)

(改正：平成30年 8月15日 要領第1号)

(趣旨)

第1条 日南町野菜等振興事業（以下「本事業」という。）の実施については、日南町野菜等振興事業補助金実施交付要綱（平成26年12月2日要綱第17号。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付申請に必要な書類)

第2条 要綱第7条に定める本補助金の交付申請を行う場合は、様式第1号に下記の書類を添えなければならない。

- (1) 各補助対象者が購入した種苗費及び苗木費がわかる伝票等
- (2) 果樹等の場合、植樹する圃場の写真
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(事業内容の変更に必要な書類)

第3条 要綱第10条に定める本事業の変更をしようとする場合は、下記の書類を添えて様式第3号を町長に提出し、その承認または指示を受けなければならない。

- (1) 変更後の各補助対象者が購入した種苗費及び苗木費がわかる伝票等。
- (2) その他町長が必要と認めるもの。

(完了報告に必要な書類)

第4条 要綱第12条に定める本事業の完了報告の際は、下記の書類を添えて、様式第5号を町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者がとりまとめる生産部等で、各補助対象者の野菜の販売があったことを証明する伝票等。(果樹等は除く)
- (2) やむを得ない事情で野菜の販売することが出来なかった場合は、それを証明する書類や写真等。(果樹等は除く)
- (3) 果樹等の場合、苗木を植樹したことがわかる写真
- (4) 果樹等が販売できるまでは、毎年度末までに状況報告書を提出。販売できれば、販売伝票の提出
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(その他の留意事項)

第5条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年12月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。